第三者評価結果入力シート(乳児院)

種別 乳児院

①第三者評価機関名

|特定非営利法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ ナルク福祉調査センター

②評価調查者研修修了番号

SK2021186	
SK2021190	
1501C025	

③施設名等

<u>③施設名等</u>	
名 称:	聖母託児園
施設長氏名:	藤川繁美
定 員:	50名 (暫定44名)
所在地(都道府県):	大阪府
所在地(市町村以下):	大阪市東住吉区南田辺4丁目5番2号
T E L :	06-6699-7221
URL:	http://seikazoku.com
【施設の概要】	
開設年月日	1947/12/12
経営法人・設置主体(法人名等):	社会福祉法人 聖家族の家
職員数 常勤職員 :	4 9名
職員数 非常勤職員 :	10名
有資格職員の名称(ア)	保育士
上記有資格職員の人数:	3 5 名
有資格職員の名称(イ)	看護師
上記有資格職員の人数:	6名
有資格職員の名称(ウ)	社会福祉士
上記有資格職員の人数:	2名
有資格職員の名称(エ)	社会福祉主事
上記有資格職員の人数:	5名
有資格職員の名称(オ)	栄養士
上記有資格職員の人数:	1名
有資格職員の名称(カ)	心理士
上記有資格職員の人数:	1名
施設設備の概要(ア)居室数:	寝室 2
施設設備の概要(イ)設備等:	トイレ6 浴室2 食堂3 遊戯室5 沐浴室1
施設設備の概要(ウ):	ほふく室4 O歳~1歳室2 1歳~2歳・3歳室3
施設設備の概要(エ):	事務室1 相談室2 医務室1 親子訓練室1 会議室

④理念・基本方針

- 「子どもと保護者と職員を大切に、地域との共生・協働を目指して」
- ・キリスト教精神に基づく愛の心による家庭的養育を実践します。
- ・職員は互いに大切にしあい、温かで活気のある職場を創ります。
- ・地域とのつながりを大切にし、必要とされる存在になります。

⑤施設の特徴的な取組

施設創設以来、カトリックの精神と「乳児院」と「児童養護施設」が一本道を挟み併設して所存する特徴を活かし、一体統合運営・一貫した児童養育に取り組んでいる。長年に亘り社会的に養護が必要な児童の養育・支援に全力を注ぎ、早くから法人独自でファミリーソーシャルワーカーや心理職の配置、週末里親制度や分園型グループホーム等、先駆的な実践活動を展開してきた。聖母託児園は乳幼児一人ひとりを大切に尊重し、より個別的な配慮のもとに全職員が深い愛情を持って養育に努め、保護者への相談支援にも積極的に取り組んでいる。生活グループは本体に4つのグループと分園型小規模グループケア1か所を運営。養育では担当制を採用し、一人の養育者ができるだけ長く担当する子どもの養育を行えるように配慮している。職員育成についてはプリセプター方式を導入し、先輩職員と新任職員が共に歩み、乳幼児の健やかな成長を目指して励んでいる。本体施設建て替え工事(ユニット化)を間近に控え準備を進めている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2022/10/24	
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2023/3/30	
前回の受審時期(評価結果確定年度)	令和元年度(和暦)	

<u>⑦総評</u>

- ・子どもたちが楽しいな、心地よいな、安心できるな、という雰囲気づくりに邁進している日常の姿勢が伝わってくる。
- ・子どもたち一人ひとりと愛着関係を作ろうと、スローガンを掲げるだけでなく、ていねいに実践している。とにかく明るい 雰囲気である。
- ・トップダウンではなく、話し合いでボトムアップしてゆこうという事が、自然と出来ているように感じられる。
- ・子ども主体で運営されており、職員への呼びかけも、○○先生ではなく、○○ちゃんと、子どもが親しく呼びかけやすいように呼ばせている。
- ・建て替え計画が延びていたが、令和5年度内に着工予定である。新しい体制を見据えた職員研修を考えている。建て替え後の養育現場に大いなる期待をしている。
- ・職員参画での「養育マニュアル」等の書類が整えられ、多くの研修を実施している。各々詳細な検証方法を準備しPDCAサイクルが回っている。日常の養育に定めた養育方法が生かされているか、漏れの無いようなチェック体制を準備し、質の向上に繋がるものとなっている。
- ・職員間での話し合いがよくもたれ、子どもの発達や保護者の状況に合わせた支援が、きめ細かく行なわれている。
- ・職員面談や、保護者アンケート、施設内見学からも職員の連携の良さが見られ、気持ちに余裕を持った温かい雰囲気を感じる。
- ・個人ファイル「〇〇君のすくすく」を用意し、月ごとの写真と成長過程の記録コメントを入れている。子どもたちが自分の 記録を見て将来アイデンティティの確立に役立つ事であり素晴らしい、一人ひとりを見守る姿勢が表れている。
- ・要対協(要保護児童対策地域協議会)への認知度も低く連携する所が少ないけれども、地域の要対協と連携してアフターケアを進めている。

<u>⑧第三者評価結果に対する施設のコメント</u>

今回も全職員が自己評価を行い、項目別に小グループで結果を集約し、話し合いを繰り返し、共有することにより職員の意識が高まり、養育の内容や運営全般について理解を深めることができました。今回、「子どもたちが楽しく、心地よく、安心できる明るい雰囲気と丁寧な実践」が評価していただいことは全職員大変有難く思っております。これから建替え工事を控え、「新しい聖母託児園」に向けて準備を進めていきますが、今回、評価していただいこと、ご指摘いただいた内容について職員で共有し、より良い養育の質の向上を引き続き図っていきたいと思います。

第三者評価結果 (乳児院)

共通評価基準(45項目) I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。□
 第三者 評価結果

 ① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。
 a

【判断した理由・特記事項等】

- ・理念、基本方針は、ホームページやパンフレットに丁寧に記載されている。
- ・法人の基本精神である理念は、キリストが私たちにしてくれた隣人愛を実践するという事で、この乳児院でもこの 姿勢は一貫しており、パンフレットにも行動規範にも業務マニュアルにも明文化されている。
- ・理念・基本方針は、入職前研修でも入職後の職員教育計画などでも周知されている。
- ・社会的養護関係施設としては作ることが困難で存在することが珍しい保護者会があり、かつ毎年2回開かれている。コロナ下にあって開かれなかったこともあったが保護者会で理念や基本方針等を説明している。
- ・法人の行動憲章が、社会の要請等を踏まえて今年度改定されたばかりであるが、周知が図られている。

2 経営状況の把握

(1)経営環境の変化等に適切に対応している。第三者
評価結果①2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。a

- ・社会福祉事業を取り巻く状況は、経営・人材確保など様々な面で試練を迎えており、先行きを見定めてゆくのが難 しい状況であるが、ニュースソースを広げ、会計士などの協力も得て情報分析を行っている。
- ・社会的情勢だけではなく施設も、院舎建て替え、生活単位の小グル―プ化、それに伴う児童定員の縮小、措置費収 入の減少等の難題を来年度に控え、状況把握・分析を行い、適切に対応している。
- ・乳児院入所への需要は多く、不本意であるが入所を断らざるを得ない状況にあるという。児童定員の削減は社会の ニーズとは相反するが、子どもの最善の利益と資金面を考えてゆくと、こうならざるを得ない。
- ・施設や法人の役員・職員は、地域社会にある色々な団体の構成メンバーになっており、地域社会の問題や動向、福祉政策等を把握分析している。そればかりか昭和初期から法人の母体はセッツルメント事業を行っており、地域福祉の先鞭をつけてきている。

3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 а

【判断した理由・特記事項等】

- ・法人の理事会・評議員会が機能しており、施設を取り巻く諸状況を分析し、方向性を打ち出している。
- ・法人で決めた内容や方向は、元乳児院長であった理事長が主任会や職員会議等で職員に伝えるなどして、周知され ている。
- ・施設内の運営委員会や正副施設長会でも経営課題や職員の質の向上・人材確保等の方策を検討している。
- ・公認会計士や法人監事による監査のほか外部の人材も含めたリスクマネージメント委員会が設置されており、ガバ ナンスや内部統制のさらなる整備が進められている。

3 事業計画の策定

中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。 (1)

第三者 評価結果

(1)

4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・2020年に政府が示した施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化方針を取り入れて長期ビジョンが策 定されている。
- ・次年度内に建て替え工事が始まる予定で、引き続き小規模グループケアの分園を設けることを計画している。
- ・里親委託や特別養子等の事業は、かなり以前より実施していて、中長期計画の中でも海外への委託も含めて継続し てゆくことが示されている。
- ・中長期計画の建物を借りたり、建てたりする必要のある部分は、行政の姿勢によって補助金や制度設計が変わって くるために明確に打ち出せないものの、必要に応じて柔軟に対処されている。

5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

а

- ・単年度計画は、中長期計画と齟齬なく策定されている。
- 単年度計画は、人材育成・職員研修、業務評価制度の継続なども含めて立てられている。
- ・行事の年間計画は、子どもの生活部位ごとに行事目的、予算、内容、目的地など細かな部分まで計画されている。 ・当年度計画は、単に前年度の踏襲だけではなく、状況によって柔軟に組み替えられてもいる。

(2) 事業計画が適切に策定されている。

① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・トップダウンによる運営を避けたいと言われる施設長の言葉通り、子どもたちが生活する5グループの「グループ 会議」、5グループがある1階と2階の「部会」、「全体会議」へと、事業計画は策定、修正を重ねて、民主的に全職 員の手を経て合意形成されてゆく形を採っている。
- ・乳児院の合意事項で更に他施設の合意の必要な場合は、児童養護施設である聖家族の家、心理治療施設である児童 院も含めた主任会議等で検討してゆくシステムになっている。
- ・最終的に事業計画が作成されれば、合意形成されてきたルートを戻ってゆき、全職員に周知されている。

²⁾ 7 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

а

- ・コロナ禍で中断したが保護者会が年2回開かれており、約30名の保護者・親族・週末里親が出席している。
- ・保護者会で事業計画は説明され、行事予定表が配布されている。
- ・参加できなかった保護者への連絡や保護者からの質問などに対してはファミリーソーシャルワーカーが個別に丁寧 に対応している。
- ・法人が出している「聖家族の家便り」、保護者向け「ファミリアつうしん」で乳児院の様子も他施設とともに紹介 している。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者 評価結果

а

а

① 8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断した理由・特記事項等】

- ・先任職員が後任職員を指導するプリセプター方式を取り入れて、養育実践能力を高めている。
- ・乳幼児の健康と人権を擁護する等の養育方針のもとで、業務評価制度を取り入れている。
- ・業務評価は、職員個人ごとに自己目標の評価をすることから始まり、職員同士の評価、主任による評価、施設長による評価へとなっている。
- ・トップダウンによる評価方式ではない。
- 毎年2回は自己評価を行っている。また社会的養護第三者評価基準による自己評価も全員で行っている。
- ・社会的養護第三者評価は、3年毎に受審しており、毎回、質の高まりがみられている。

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

- ・第三者評価結果は、施設のホームページから簡単にアクセスできるようになっている。
- ・職員個人個人の自己評価も施設としての改善策も議事録等にファイリングされている。
- ・自己評価結果に基づきプリセプターが定期的・継続的に面談を行ってフォローし、養育能力の向上・改善への取り 組みを行っている。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者 評価結果

10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・法人内の乳児院と児童養護施設の2施設が一体となって乳幼児の養育を継続してゆく「2施設一体統合運営」を行っ ている。
- ・施設長は、トップダウンの運営・管理を行わないことを明言し、包容力のある存在感でボトムアップの運営・管理 を行っている。
- ・看護師で、かつ主任を十数年経験してきた施設長は、保護者向けの広報誌「ファミリアつうしん」でコロナ下での 施設運営について、保護者に対して支えてくれている感謝の思いを述べている。
- ・施設長と施設長補佐は、各々の役割を事業計画や研修計画等を通して施設運営・乳幼児の養育のあり方を実行している。

2

11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

а

- ・施設長は、役員及び職員行動規範規則で、外部の利害関係者との適正な関係を保つことが求められている。
- ・施設長は、取引業者との商取引に直接関係することは少ない。
- ・施設長は、会計士も加わった法人の規定改定の勉強会に参画している。
- ・施設長は看護師・衛生管理者である。施設の建て替えに際し、ソーラー発電など環境に配慮した設備導入の提案を 行っている。
- ・子どもの愛着形成に力を入れ、育ちの保証・乳幼児期の排泄時のプライバシー保護・権利擁護など法令順守も含め て取り組んでいる。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

a

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・施設長は、強力なリーダーシップで職員を引っ張るのではなく、母性的雰囲気でまとめ、ボトムアップで職員集団 を束ねることができている。
- ・子どもの立場になって、職員による子どもの満足・安心・温かさなどの実践への先導を行っている。
- ・保護者へも子どもにも「温かさが感じ伝わる養育・振る舞い」が伝わるように実践している。
- ・子どもたち一人ひとりの違いを大切にしているし、職員にも周知し、スーパーバイズしている。

2 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

- ・施設長は、・施設長補佐と共に次年度の施設の建て替えとそれに伴う措置児童減、収入減、しかし職員数は現状維持ないし増員という難題に立ち向かっている。
- ・施設は国の示す職員定数より多い職員を配置している。
- ・職員が働きやすい職場であることは、12項でも述べたように実感できた。
- ・毎年1回「勤務希望調査」を全職員対象に行い、勤務状況や環境整備などの改善点や要求も含めての職員の意向把握に努めている。
- ・主任会、正副施設長会、運営委員会などを随時開催して、経営の改善や業務の実効性について協議している。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者 評価結果

14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、 取組が実施されている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・毎年夏前に、職員の次年度退職希望者の調査を行い、人材確保策をとっている。
- 各種加算対象職種の動向に気を付け、加算対象職員の確保には積極的に取り組んでいる。
- ・例年新規入職者は、大学で保育士資格取得のために当施設で実習をした実習生が多いため、実習指導を丁寧に行っている。
- ・実習生をアルバイトやボランティアとして来てもらって、就職につなげてもいる。
- ・今後社会福祉士資格取得のための1か月にわたる実習導入も施設の高機能化を進めてゆく路線の上で有用である。

2

1

15 総合的な人事管理が行われている。

b

- ・期待する職員像は、「役員及び職員の行動規範」や「行動憲章」に法人の創設母体となった「聖ビンセンシオ愛徳姉妹会」の創設理念を受け継いで、利用者の尊厳を保持しながら地域社会で自立した日常生活を営まれるよう多様な福祉サービスを提供してゆく事業を担える職員であろうと述べられている。
- ・配置・異動等に関しては、職員に記載してもらう勤務調査票に希望を記載する欄があり、会議等で意見を集約して 希望が叶う道も設けられている。
- 昇進や昇格に関する明確な規定作りは、今後法人の委員会活動に期待する。
- ・職員の自己スキルアップや職務の貢献度などは、福祉の世界では一般的にいうと、成されていて当然という雰囲気 があるが、改めて評価・見直しを望む。
- ・法人や施設に多大な貢献や成果をもたらしたならば、公にして賞与等で評価して応えてあげることも期待する。

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

【判断した理由・特記事項等】

- ・育児休暇明け後の3年間「育児時短勤務」制度を設け、勤務時間の短縮で育児をしやすい制度を設けている。
- ・職員が相談しやすい環境を作り、施設長が中心になって個別に面談を行っている。
- ・法人が運営している診療所で、メンタルヘルス面のフォローとケアも行っている。
- ・近くのフィットネスクラブの法人契約会員に加入していて、職員が自由に利用できるようにしている。
- ・職員の有休休暇は、当年度消化仕切れなかった分は、次年度に持ち越しでき、データはパソコンで確認できる。また、主任が毎月就業データを施設長に報告している。
- ・働きやすい職場づくりのために、ハラスメントの相談窓口を法人内に設けている。パワーハラスメントの禁止とそ の懲戒規定も設けられている。
- ・職員に苦情対応で重圧が生じないよう、法人として5名の第三者委員を置いている。
- ・就業規則で身元保証人を2名求めているが、社会的養護施設出身者や社会的弱者家庭の就職希望者は、身近に身元 保証人になってくれる人がいないこともある。大学や専門学校を苦労して卒業しても、自立した生活を始めようとす る門戸を塞ぐことになりかねないので検討を期待する。
- (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

1

17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

а

- ・15項でも述べたが期待される職員像は明確である。職員一人ひとりのモチベーションを高め、養育の質を高めるために、職員が各自で年2回自己評価チェックを行っている。
- ・自己評価チェックの結果、自己評価と他者評価のギャップの大きな職員とは主任や施設長が面談を行っている。ま た随時施設長が中心となって相談を受け付けている。
- ・職員教育計画の一つとしてプリセプター方式を導入しているが、先輩職員(プリセプター)から新任職員(プリセ プティ)に伝達する内容、達成度などが細かく一覧表になっていて、確認しやすくなっている。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研 修が実施されている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・教育・研修のメニューは充実している。法人研修・施設研修・多くの関係機関が催す研修などがある。
- ・法人内の自主研修は、児童養護施設と交互に担当する、年間を通しての研修で、かなり内容も高く、高名な外部講 師に来てもらう研修もある。
- ・施設内研修も新任職員研修、中堅職員研修、直接処遇職員研修、看護師会研修なども行われている。
- ・外部研修受講者は、出張報告書に資料を添付するおざなりな報告ではなく、「乳児部会」・「職員会」などで研修 発表をして研修成果を共有している。

³⁾ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

а

а

- ・新任職員にはプリセプター方式で研修が行われている。
- 養育担当職員、専門職職員、施設長の研修も行われている。
- ・年度初めの事業計画には研修計画も盛り込まれており、年間研修予定が組み込まれている。
- ・計画外に連絡のあった研修は、研修案内を公表して参加者を募っている。
- ・主任会で研修案内、研修情報を提供して、研修参加を積極的に推奨している。
- ・職員が資生堂研修などの海外研修を受けられる体制をとっている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

> 20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制 を整備し、積極的な取組をしている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・実習生に対する実習マニュアルは作成され、学生の学びの基本部分の抜けが無いようにされている。
- ・養育実習の場だけではなく、ファミリーソーシャルワーカー、里親支援専門員などの専門職による講義も行って、 乳児院の今後を知ってもらえるようにプログラムを組んでいる。
- ・学校側とは実習に関して実習生の特性の共通理解を行い、院内各部署に実習担当職員を置いている。
- ・実習評価には、実習担当者だけではなく他職種職員も加わっている。

3 運営の透明性の確保

第三者 (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。 評価結果 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 b

- ・ホームページや法人の広報誌「聖家族の家便り」、保護者向け広報紙「ファミリアつうしん」等で法人や施設の理念や支援内容・状況、事業計画・報告等が媒体ごとに適切に報告されている。 ・ホームページで第三者評価評価表が公開されている。
- ・苦情・相談の体制は案内や投書箱設置、対応する人的体制等は整っているが、相談内容と対応結果が公開されると ころまでには至っていないので早期の対応を望む。
- ・法人役員や第三者委員に地域住民が就任されている。この方々からも地域へ施設の事が発信されている。
- ・広報誌は職員が地域の集会に積極的に参加して説明し、配布をしている。

2	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われて	
	いる。	

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・役員及び職員行動規範に公正な取引関係の保持、法人資産の保全や情報保護等が規定され、また経理規定等の細則 も罰則も設けられている。
- ・公認会計士と監事がコンプライアンス委員会を統括し、内部監査も行われている。
- ・公認会計士を中心に、より実効性のある諸規定の見直しを行っている。
- ・職務分掌と権限・責任等に関しては、法人組織図や職員配置図と規定集によって職員に周知されている。

4 地域との交流、地域貢献

(1)地域との関係が適切に確保されている。第三者 評価結果①23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。a

- ・住宅地にある施設である。終戦後の混乱期から存在し、周辺の住民よりも以前から生活していた歴史もあり、地域 交流は日常的に行われている。
- 事業計画には「地域社会活動」があり、事業計画に基づいて地域交流が行われている。
- ・町会会議や防犯防災等の会議には職員が積極的に参加している。
- ・町会会議等地域住民の集まりに聖家族の家のホールを提供している。
- ・夏祭り、クリスマス会、バザー等のイベントを地域開放している。
- ・勤労感謝の日には、警察署、消防署、病院などに子どもと共にカードを手作りして手渡しに行っている。
- ・買い物は、地域の商店街や米屋等の地域の社会資源も利用している。

24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立 している。

【判断した理由・特記事項等】

- ボランティア受け入れマニュアルを作っている。
- ・コロナ下なので受け入れを自粛しているが、ボランテイアの受け入れには積極的であった。
- ・高校生によるお遊びボランティア、抱っこボランティア、絵本読み聞かせボランティア、縫物ボランティア、散髪 ボランティアなど色々なボランティアの受け入れを行っている。
- ・施設実習を終えた学生のボランティアとしての受け入れも行っている。
- 子どもたちの愛着形成の観点も含めて、継続的に来てもらえるように依頼している。

関係機関との連携が確保されている。 (2)

25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適 切に行われている。

а

а

- ・関係機関などを含めた地域の社会資源のリストや資料は作成され、日常的に使われている。
- ・関係機関との窓口は、家庭支援専門相談員が担当して連絡調整に当たっている。
- ・地域の里親会の里親サロンへの協力や支援を行っている。
- ・里親会への協力・支援は、パンフレット配布・ポスター張り・相談会開催など具体的なものである。 ・地域内にニーズがあるのに受け入れる器の無い時には、当然ネットワーク作り等の対応を行っている。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・地域の多岐にわたる福祉ニーズに応えてゆく事は、法人の設立理念の柱の一つである。
- ・地域内の各種団体の会合などには、法人内の児童養護施設と協力し職員は参画している。
- ・町内パトロールや総合防災訓練等に地域住民と共に参加している。
- ・家庭のニーズに対応できるショートステイを行っている。
- ・地域からの養育相談を行っている。

② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

а

- ・里親認定前実習やショートステイ、育児相談などの法定事業を行っている。
- ・今後「乳幼児総合支援センター」化を求められるが、隣接する「発達総合療育センター」と協力して地域のニーズ に応えることが求められるが、現在障害等を理由の年齢超過児を複数養育している。
- ・区内の虐待防止地域対策会議へ参加している。
- ・東南海地震等の非常災害時の取り組みを行っている。地域住民のための食料や水等の備蓄は行政が行い、民間には 求めないとの事で、当施設では机などの備品関係を提供することが求められ準備している。
- ・新しく第二種社会福祉事業に位置づけられる「里親支援センター」を受託されると思うが、令和6年施工の児童福 祉法改正で「一時保護専用棟」の設置も求められるであろうが、先進的施設であり続けてほしい。

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

第三者 評価結果

① 28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・養育マニュアルが作成されており、毎週の部会、グループごとの養育会議、自立支援計画会議等を通して支援内容 の確認と検証を行っている。
- ・養育マニュアルの内容は、学説の変容なども加味されて随時更新されている。
- ・「この子」にとって大事な事は何か?を考えて画一的にならぬよう定期的に状況把握と対応を図っている。
- 基本理念や基本方針、養育マニュアルは、子どもファーストの姿勢で貫かれている。この考えで養育が一貫されているかを自己確認できる研修や勉強の場が多く用意されている。
- ・子どもたちを愛し、慈しんでいる事は、養育の場へ行き子どもや職員の様子を見る事で感じられる。
- ・子どもたちは職員の事を「〇〇ちゃん」と自然に呼んでいる。一歳以上の子どもが生活する2階フロアーには、〇〇ちゃんがよくわかるように写真が掲示されていた。

② 29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

а

- ・子どものプライバシ―保護に関して、法人秘密保持規定が策定され、就業する職員は「秘密保持に関する誓約書」 を理事長に提出する決まりになっている。
- ・子どものケース記録も日誌などほとんどの記録はパソコンで入力して管理されている。そのため職員個人の情報機 器は、持ち込みと法人の業務に使用することは「情報システム管理規定」で禁止となっている。
- 「個人情報保護方針」規定で、保護者等利用者共に将来にわたって個人情報を、適正・安全に取り扱う事への徹底を保護者等に宣言し、個人情報苦情賜り窓口を設けている。
- ・おまるや固定トイレは、安全のために子どもの姿が見えやすい所に設置されているが、プライバシー保護のため、 月齢の高い子どもたちのグループには、圧迫感の無いよう段ボールで顔が確認できる高さ以下は隠れるよう工夫され ている。
- ・段ボール製のトイレ目隠しは、絵が描いてあり温かな雰囲気を醸し出している。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

① 30 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・措置施設のため、保護者等が入所判断をするための入所予定先情報は、児童相談所に最新のリアルな情報資料を提供している。
- ・入所前の見学希望に対しては、対応している。

(3)

・入所の栞やパンフレットだけでなく、ホームページでも情報提供を行っている。

② 31 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・養育支援の開始時である入所時には、家庭支援専門相談員が中心窓口となって、保護者の自己決定を尊重して対応 に当たっている。
- ・年齢が上がり1階から2階へ部屋が変わるなどの異動の際は、細かな内容を書いた「引継ぎ表」を内部で交わすほか、連絡の取れる保護者等には同意を得られるよう養育支援の過程を説明している。
- ・障害等によって意思決定や意見表明の困難な保護者等には、懇切丁寧に分かってもらえるまで対応することが決まられている。

32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

а

- ・措置変更などで移行せざるを得ない子どもに対しては、大阪市全施設共通様式の引継ぎ表を作成している。
- ・1から2か月かけて移動練習を行い、子どもが「見捨てられ体験」をもたないように、周到に移行先と準備を重ね送り出しを行っている。
- ・退所に際しては、児童相談所へ丁寧な引継ぎを行い、必要に応じて退所先への家庭訪問を行っている。
- ・退所後も保護者等と連絡を取り、いつでも相談に応じられることを伝えているし、応じている。
- ・家庭引き取りの場合、要保護児童対策協議会(要対協)へ連絡し、地域での見守りと施設でのアフターケアーを 行っている。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・愛着関係を育むために養育担当制を取っている。養育担当者が休みなどで居ない時は、子どもが安心して関われる グループ内職員がフォローしている。
- ・年2回保護者会を開いている。また保護者との良好な関係構築を目指していてアンケートをとるなどして確認も 行っている。
- 「養育会議」を毎月定期的に行い、保育職だけでなく心理士・看護師等専門職も加わって子どもの満足・行動等の理解を把握する場を持っている。
- ・「養育会議」では、職員間の意見統一や共通認識の再確認、検討結果の実行方法などを行っている。
- ・子どもたちが生活しているグループの部屋を調査者が訪ねても、知らない大人の訪問にうろたえたり、不安がった りして泣く子どもは居なくて、愛されている雰囲気が感じられた。
- (4) 保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

1

34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

С

- ・家庭支援専門相談員が中心になって、苦情解決体制をとっている。
- ・第三者委員には、近隣住民である民生委員、教会員、学識経験者などが委嘱され、苦情受付担当者、苦情解決責任 者も設置されている。
- ・苦情投書箱は玄関近くに置いてある。苦情解決の仕組みを書いた掲示物もあり筆記用具もあるが、記入用紙は置い ていない。
- ・子どもの入所時に苦情解決担当の家庭支援専門相談員は、苦情解決制度について書かれた入所の栞と苦情窓口の担 当者であることを知ってもらうために名刺を保護者等に渡している。
- ・苦情内容とその解決をはかった記録は適切に保管されており、苦情申し出者には結果を伝えている。公開には至っていないが、苦情解決の仕組みは機能している。
- ・第三者委員は設置され、制度は機能しているが、第三者委員への連絡方法が明示されていない点と、苦情解決状況の公開を行っていない点があるため、今後ぜひ改善を期待する。

② 35 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【判断した理由・特記事項等】

- ・保護者が相談や意見を述べた事を扱う窓口は、家庭支援専門相談員に一本化されているが、立ち話や面会時等に養 育担当者や看護師等が話を聞くこともあり、柔軟に対応している。
- ・保護者が来られた時の面会等は、乳児院玄関近くのエンゼルハウスや児童養護施設にある応接室で行っている。
- ・面会時には、保護者にお茶を出したり、子どもの誕生日には一緒にケーキを食べてもらえるような温かい配慮をし ている。
- ・保護者が相談や意見を述べる相手や方法は複数あるという事を、文書で配布したり掲示したりしていないが、普段からの対応で集約して扱う担当者がいても、話しやすい人に話せば伝わるという事を実感してもらえるようにしている。入所時に担当者が自己紹介し名刺を渡している。
- ・相談や意見を述べやすいという事は、保護者にとっては受容的な雰囲気であり、硬直化した方法で周知しなくても 分かっているであろう。
- ・念のために、誰にでも苦情や意見を言ってくださいという内容の掲示物を作り、掲示することを期待する。

③ 36 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

а

b

- ・意見箱(意見承り箱)は設置されている。また保護者アンケートも行われている。
- ・乳児院と児童養護施設の家庭支援専門相談員と里親支援専門相談員が同室で4人仕事に当たっているが、同一対応 マニュアルを使って対応している。
- ・普段から養育担当職員も専門職職員も、保護者等との関係を相談しやすい関係を築くように心がけているし、行動 規範等の諸規定でも周知されている。
- 保護者からの相談・意見への対応マニュアルは、整備されている。
- ・意見等には、法人のコンプライアンス委員会が対応することもある。
- ・養育支援の内容向上等に関する取り組みは、毎週行われる主任会や職員会のみならず、日々の連絡調整会でも対応している。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

① 37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・リスク管理基本規定、法人秘密保持規定等の規定類が作られ、法人にリスクマネジメント委員会が設けられ、法人理事が責任者となっている。
- ・養育日誌に事故やヒヤリハットの状況を入力し、事故、ヒヤリハットをクリックすれば全員が承知でき、事例集約も行えるシステムになっている。
- ・虫刺されなどの小さな事例も養育日誌に記載し、業務引継ぎ時に伝達している。
- ・新聞報道されたような事件・事故は切り抜いて掲示し、職員に注意を喚起している。また年に1回ではあるが医師 による安全に対する研修が行われている。
- ・施設内だけで情報にアクセスできる設定なので、退職した職員が外部から情報にアクセスすることは出来ない。
- 薬品や電気製品、危険物など子どもにとっての危険物は、手の届かない所に整理して置いてある。

② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

а

- ・感染症対策は、看護師である施設長が中心となり、乳児階、幼児階の各階担当看護師と協力して事に当たっている。
- ・コロナ禍のもと、隔離室を設けねばならなかったこともあったが、乗り切る事ができている。
- ・感染症対応マニュアルは作成されており、周知徹底によりコロナ対応で大事には至っていない。
- ・N95高機能マスクも時により使用し、職員も出入りの者も常時マスクを使用している。
- 消毒液が、いたるところに設置されている。
- ・子どもたちに接する職員は全員マスク姿なので、引き延ばしたマスクなしの職員の写真と名前を掲示して、子ども との違和感軽減に努めている。

③ 39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・乳幼児をお預かりし養育している事業であるから当然「事業継続計画」は立てられ、防火災害対策への職員の意識 を高める活動を行っている。
- ・つぼみの家(分園型小規模グループケア)は4名からなる小規模なホームで、担当職員も非常勤を含めて4名で担当し、災害時下での子どもの安否確認は容易にできる体制となっている。
- ・職員間においては、職員の安否確認メールの自動配信サービスに加入している。
- ・非常防災マニュアルを作成し、災害時の対応体制は決められている。
- ・ホームのある一二階各階に防災担当者を配置し、各階ごとでの訓練、全体での訓練も取り入れている。
- ・乳児院・児童養護施設を含む比較的限定的な災害時には、近隣住民が駆けつけてくれる協力体制が構築されている。
- ・食料や備品等の備蓄リストは整備されている。
- ・近隣住民への水・食料備蓄は、当地区では行政が行い、施設の担当は机などの備品供出と決まっている。
- ・施設は少し高台にあり、緊急避難指定先は隣の小学校となっている。災害規模等により法人のホール等を提供する事も計画にはある。
- ・民間警備会社による警備契約に加入している。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者 評価結果

а

① 40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が 実施されている。

а

- ・養育マニュアルを整備している。養育目標、個人情報、虐待防止、保育・夜間保育等、養育に関するすべての対応 方針を纏めている。
- ・「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画の中に、子どもの権利擁護について、「 育ちの保障」と「権利侵害の予防」、乳幼児期の「プライバシー保護」「子どもの満足度の受け止め」「保護者等への取 り組み」への姿勢を打ち出している。
- ・実施方法が定着しているのかを確認する職員教育計画が作成されている。特に新任の育成についてはプリセプタ-制度(新任職員(プリセブティ)へ先輩職員(プリセプター)からの指導方法)を丁寧に進めている。
- すべての研修はPDCAサイクルに基づいて進めている。

2

41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・毎週行われる部会や、毎月のグループごとの養育会議・施設全体の乳児部会にて年度末には反省会を設け見直しを している。
- している。 ・多彩な研修では、その実施時期に応じて検証するための評価着眼点の明示や評価表を使用した検証がされている。
- ・業務相互評価表(チーム協力と、業務知識集積度、対象接遇度)を準備し、職員相互の自己目標の確立と切磋琢磨 して業務を推進する為の手立てを導入している。
- ・家庭支援相談員を通した家庭の聴き取りや面会対応時の情報から保護者の思いや提案を受け止め反映させている。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

а

- 「乳児院養育指針」「乳児院におけるアセスメントガイド」を利用している。
- ・職員像には、上級職員は乳幼児の自立支援計画を作成しアセスメントができることを、基幹的職員には乳幼児の自立支援計画やアセスメントを指導管理する事を決めている。
- ・年 2 回のカンファレンスは担当職員、グループ・フリー職員、看護師、心理担当職員、正副施設長、主任、里親支 援専門員、家庭支援専門相談員と関係職種が参加し適切な支援を行う姿勢がある。
- ・支援困難ケースには心理担当職員による発達検査と共に支援計画への適切な助言を貰うとともに、外部機関(大阪 発達総合療育センター等)との連携(訪問支援・リハビリ実施)をしている。

43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・当施設では従来より養育日誌データベースを使用している。日常的に日誌データーの蓄積をし、1・2階ともパソコ ンを複数台置き、 いつでも確認できる体制を取っている。職員が入力閲覧すると共に、現場では詳細なチェック シートを活用し抜けの無い支援を心掛けている。
- ・自立支援計画を年2回実施すると共に、月1回のケアプランでは一人ひとりに目標・健康・遊び・情緒・着脱・排 泄・食事・睡眠・運動・言語に分類され、課題・対応方法が記入されている。
- ・家庭支援専門相談員は保護者の意向を聞き取っている。幼児部会、養育支援会議を通して職員への周知を図り、又 課題に対して検討と随時変更に対応している。
- 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。 (3)

44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職 員間で共有化されている。

- ・養育日誌データベースを使用し、PC操作マニュアルを備え活用に至るまで丁寧な研修をしている。
- ・自立支援計画を年2回実施すると共に、月1回のケアプランでは一人ひとりに目標・健康・遊び・情緒・着脱・排
- 泄・食事・睡眠・運動・言語に分類され、課題・対応方法が記入されている。 ・一人ひとりの「すくすく(育ちの様子)ファイル」記録には基本的生活習慣や運動機能、面接・外泊保護者の状況、探索・遊び、社会性・情緒・対人関係、言語・理解と分類した状況把握と総評を書き入れている。
- 幼児部会、養育支援会議を通して職員の周知を図り、又課題に対しての随時変更にも対応している。
- ・サーバーにデータの集約がされ各部署の職員の閲覧が可能である。

45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

а

- 【判断した理由・特記事項等】 ・記録の保存年月、保存場所を指定した文書管理規程を作成し保管者・担当者を定めている。
- ・服務規定に「法人秘密保持規程」「個人情報取り扱い規程」「特定個人情報取り扱い規程」を掲載し、懲戒項目で 対応方法も定めている。
- ・職員会での研修や新任研修にも入れている。またプリセプターや主任などからの個別指導もしている。・個人情報保護方針には問い合わせ責任者を明記し、保護者などには家庭支援専門相談員から入所時に個人情報の取 り扱いについて説明し、同意書を貰っている。

内容評価基準(22項目)

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1)	子どもの権利	川擁護		第三者 評価結果
		1)	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	а

【判断した理由・特記事項等】

- ・託児園の「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画の中に、子どもの権利擁護について、「育ちの保障」と「権利侵害の予防」、乳幼児期の「プライバシー保護」「子どもの満足度の受け止め」「保護者等への取り組み」を掲げ、更に「養育マニュアル」で、子どもの権利擁護、子どものたちへの不当な扱いについて、具体的に検討しやすいものが策定されている。
- ・職員は情報共有に努め、権利侵害の防止と早期発見に繋げるよう努力し、養育会議、乳児部会などでも検討する場 を設け、定期的に「養育マニュアル」の改定も行なっている。

(2) 被措置児童等虐待の防止等

① A2 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。

а

- ・「養育マニュアル」に沿った子どもに対する不適切な関わりに関する園内での通告制度の仕組みができていること を確認する。養育会議や部会、乳児部会でも情報共有を図っている。
- ・職員の配置見直しは年度末に行ない、適正や全体バランスを考慮した職員体制見直しの機会としている。
- ・不適切な関わりについては、速やかに「措置児童等虐待への対応マニュアル」に沿って対応し、施設長と第三者委員との会議でも報告し助言を受けている。
- ・養育マニュアルに、新たに子どものプライバシー保護等の権利擁護に関する内容も追記し、例えばトイレの囲いを 作る取り組みができたり、新たな気づきもあり、職員への周知が図られている。

A-2 養育・支援の質の確保

第三者 養育・支援の基本 (1) 評価結果 A3 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育んで (1) b いる。

【判断した理由・特記事項等】

- ・職員それぞれが子どもの思いに寄り添えるよう話し合いの場を持ち、園での生活を不安なく過ごせるよう担当養育 制での密な関わりに努めている。
- ・担当養育制については一階から二階への子どもの異動もあり担当制を取りにくいが、異動後フォロー期間を設ける など子どもが不安なく新しい環境に慣れるよう配慮している。
- ・今後建て替え計画に合わせて取り入れる小規模養育計画には「一貫した担当養育制」が実施する予定であり、期待 する。

A4 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整え ている。

а

- ・現在は建物の構造上、玩具なども安全面から高月齢のグループのみ自由に出し入れできる玩具棚は設置となってい るが、月齢の小さい子どもには、大人のきめ細かい関わりの中でいろいろなおもちゃや絵本を通して楽しく過ごせて いる。更に建て替え計画では、建物や室内環境など、より家庭的なものとなるよう調整している。 ・生活リズムは、一日の流れに沿ったものが多いが、できる範囲で子どもそれぞれに添えるように努め、子どものサ
- インを見逃さないようにしている。職員数も多く配置し、大人の関わりが手厚い環境と見受けられる。
- ・気になるケースや不安な部分は養育会議で、心理担当のアドバイスを受け、職員間で情報共有しながらより細やか なケアに努めている。

(2) 食生活

① A5 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・個々の背景なども考慮し、目安を基準にしながら、その子どもの状況に合わせた量やタイミングなどを調整し授乳 している。時間を問わず必ず抱っこ授乳を実施している。
- ・静かな場所で抱っこ授乳し、排気をさせている。すぐに出ない場合は、職員間で声を掛け合い危険のないよう見守っている。
- ・ショートスティ利用の場合では、ミルクの銘柄や乳首、子どもの気に入っているタオルなどを持参するなど、子どもの気持ちが落ち着けるように配慮している。

(2)

A6 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。

а

а

- ・子どもの背景や体質などに考慮をして、離乳食を始める時期や進め方を栄養士・看護師・リーダー保育士・担当保育士で相談しながら進めている。1回食は、食進表に沿って進めている。アレルギー反応に配慮し、食材を増やす際は平日の午後1食材少量ずつ試しながら進め、反応があった場合に対応できるようにしている。
- ・アレルギー児には、除去食専用の容器で、誤食のないよう調理・配膳・介助それぞれの段階で確認している。
- ・担当保育士が子どもとゆったりとした雰囲気の中で食事を味わっている。
- ・コロナ禍でマスクでの食事介助ということもあり、「噛む」ということを伝えることが難しくなっている。感染状況 に応じ、フェイスシールドや透明マスクを使用し、介助にあたるなど工夫している。

³⁾ A7 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。

【判断した理由・特記事項等】

- ・毎日の清掃と配膳前のテーブルの消毒を行って清潔を保ち、子どもは手洗いから食事・歯磨きまでを一連の流れと して取組んでいる。
- ・食卓の高さは背当てや足置き台を手作りし、対角に合うように調節し、食器も子どもの発達にあわせて準備している。茶碗やコップは個別のものを使い、食への興味や意欲へ繋がるように配慮している。
- ・月2回お弁当の日を設け、戸外など場所を変えランチョンマットを敷いて、雰囲気を楽しむことなどの工夫もしている。
- ・コロナ禍で、マスク、フェイスシードでの食事介助となるため、保育者は子どもと一緒に食事はしていない。また、同理由により、栄養士の食事介助も中止しているので、給食委員会や検食簿などで情報交換している状況である。

) A8 栄養管理に十分な注意を払っている。

а

а

- ・旬の野菜や果物が献立に反映し、正月にはおせち料理や鍋を囲み、ひな祭り、イースター、こどもの日、クリスマスなど行事にちなんだメニューで、子どもの成長を祝いながら、目で見て楽しめる食事ができるよう工夫している。 ・栄養バランスがよく、必ず果物をつけるなど子どもたちが楽しめる食事となっている。
- ・週2回近所の青果店に買い物に行く機会を持ち、旬のものに触れ、調理場に届け、調理風景を見たり、調理担当者との交流の場となっている。
- ・簡単なおやつ作りや施設内の他の部屋を使ったお泊まり保育で調理体験をする機会も作っている。

(3) 日常生活等の支援

① A9 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- 木製ダンスの中には、全員個別で衣類がきれいに収納されている。
- ・月齢にあわせ子ども自身が引き出しから選んで取り出し、着用できる環境を整えている。
- ・適切な衣類を選べるように月齢にあわせた衣類選択の説明も行なっている。
- ・衣替えの時は、子どもの好みなど聞きながら一緒に選んだりもしている。

2

A10 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・室温・湿度・空気清浄機使用など睡眠環境に配慮している。
- ・15分毎の睡眠チェック、SIDS対応として8ヶ月未満児、心疾患、痙攣既往児、体調が優れない時には、ベビーセン サーを併用している。
- ・新生児や寝返りを始めた児は夜勤者の目の届きやすい部屋で入眠。2階のフロアーでは、畳の上に布団を敷いて寝ることで添い寝やスキンシップの摂りやすい環境を取り入れている。

(3)

A11 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。

а

- ・「養育マニュアル」に沿って、身体の清潔を保ち、皮膚疾患や感染症予防のために毎日の入浴(沐浴)を実施している。
- ・浴室には檜の浴槽が準備されており、立位のできる子どもは浴槽の中で、身体を温め、保育者とのスキンシップを 楽しんでいる。
- ・汗のかきやすい夏季は散歩後や就寝前後等必要に応じて一日何度もシャワー浴を行なっている。

④ A12 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。

【判断した理由・特記事項等】

・排泄に関する手順や留意点は「養育マニュアル」を明文化し、統一した援助を行なっている。

・オシメ交換時にはスキンシップを大切にして、排泄の自立に向けて発達段階や個々の気持ちに添った声かけ、誘導 を心がけている。

(5)

A13 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。

а

а

【判断した理由・特記事項等】

・コロナ禍の為、外出が制限されているが、外にでる時には積極的に園庭周辺や長居公園へ出かけ、自然に触れる機 会を設けている。

・玩具に関しては、子ども集団に月齢差が大きいときは、安全確保を優先するため、自由な出し入れが困難な場合もあるが、発達を配慮して部屋ごとに自由に取り出せる環境を工夫している。また、発達を促せるよう、いろいろなおもちゃや遊ぶ材料を吟味している。

(4) 健康

① A14 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。

а

- ・看護師が中心になって子ども一人ひとりの健康管理記録表を作成し、子どもの健康管理にあたっている。永年園の 子ども健康管理に熱心に携わられている嘱託医が週2回診察に来園している。
- ・法人が経営しているテルミエ診療所の医師とも連携し、適宜状態にあわせて近隣の病院や大阪発達総合医療センターと連携している。
- ・健診内容を全体で周知し、日常生活に取り入れている。

② A15 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。

【判断した理由・特記事項等】

- ・嘱託医のもと、健康管理や発達相談ができる体制ができている。
- ・また、近隣の医院や専門機関とも夜間緊急対応なども含め、連携を取りながら子どもの健康管理・発達支援をして いる。園内では、子どもの状況に応じ個別対応で変化を見逃さないようにしている。
- ・要配慮児については、積極的に通院・診察等へ早期対応できるようにしている。
- ・子どもの状況については、ケースワーカーを通して保護者に伝えているのが大半であるが、1ヶ月健診には保護者と一緒に行く場合もある。

(5) 心理的ケア

1

A16 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。

а

а

- ・毎月の養育会議等では、担当保育者、主任が心理士からの助言を受けながら話し合いを行い、夏と2月頃の年2回の 自立支援計画会議では、正副施設長、家庭支援専門相談員、里親支援相談員、心理士、看護師達も交え、子ども・保 護者への必要な支援について話し合って親子関係の愛着形成の基盤を念頭に入れた自立支援計画(ケアプラン)を策 定している。
- ・職員会等で園内の心理士による研修や、外部講師(精神科医・心理士)による講演が実施され、スーパービジョン 体制もでき職員の育成や家庭支援に役立てている。。

(6) 親子関係の再構築支援等

① A17 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に 応じる体制を確立している。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・家庭支援専門相談員を窓口とし、直接処遇職員,正副主任、正副施設長の意見を参考にしながら統一的な対応を 図っている。保護者がいつでも相談しやすいよう専用電話も設け、複数の家庭支援専門相談員が対応にあたってい る。
- ・面会に来られた時や行事の時に保護者と子どもの写真を撮るようにしたり、父、母、等に敬老の日に写真やカードを送るなど関係が途切れないように支援している。手紙のやりとりから面会のきっかけをつかめる保護者も見受ける。
- ・保護者の状況に合わせ、食事介助や沐浴介助等の育児指導を行ない保護者の養育スキルの向上に努めている。

② A18 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。

а

- ・入所依頼があった時から、入所時、入所後もこども相談センターとの協議により援助方針を決めている。
- ・年2回自立支援計画会議を正副施設長、主任、家庭支援専門相談員、心理士、直接処遇職員、看護師でケースカンファレンスを行ない、担当者を中心に子ども一人ひとりにあわせたアセスメントを行なっている。
- ・ケースによっては、対応職員を特定し、必要に応じ、直接処遇職員が面会対応し、愛着形成の援助をしている。 オンラインでの面接や、ベビーでは週2回程度面会に来るケース、あるいは誕生日のみ、また連絡の取れないケース など様々であるが、それぞれにあわせたきめ細かな対応を図っている。

(7) 養育・支援の継続性とアフターケア

① A19 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・家庭支援専門相談員を窓口とし、センターと連携しながら退所後も電話相談や来園相談、必要に応じて家庭訪問を 実施している。訪問する時期は、その子どもの状況を見て判断している。
- ・家庭の方から子どもを連れて来園し、子どもの成長を見せてくれる嬉しいケースもある。
- ・帰宅後幼稚園や保育園に行った場合など、新しい関係を大切にした関わりに努めている。

(8) 継続的な里親支援の体制整備

1

A20 継続的な里親支援の体制を整備している。

b

- ・里親支援専門相談員を配置し、里親登録前の実習の受け入れ、里親委託後の相談支援等、関係機関と連携を取り、 子どもの担当者、主任、看護師等と、共に継続的な支援体制を取っている。
- ・地域での相談支援や研修、商店街などでの広報活動等を積極的に取り組み、地域からの子育て相談の電話等は受け ている状況であるが、今後地域の子育て中の親のレスパイトケアの実施や、養育里親も増えている状況を踏まえ、積 極的にその役割を担うことを期待する。
- ・令和3年里親支援機関が大阪市内に3か所設置され、協同した更なる手厚い支援を目指していくことを期待する。

(9) 一時保護委託への対応

① A21 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを 行っている。

а

【判断した理由・特記事項等】

- ・養育マニュアルに「入所受け入れ」についての定めがあり、「一時保護」についての詳細も規定している。
- ・入所から一週間は、要観察児として重点的観察期間を設け、健康管理、発達チェック、感染予防に努め、日誌への 重点的な記録、情報共有を行なっている。
- ・一時保護児の安全を守るためにも、守秘義務を重視し、対応を統一している。保護者が子どもの入所していることを分かっていないこともあり、情報が少ない中で、子どもの心理面や健康面での特段の配慮が必要であり、体制の確保に努めている。

② A22 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れ を行っている。

b

- ・緊急一時保護委託は、家庭支援専門相談員が窓口となり、24時間受け入れ体制を取っている。夜間であっても職員 の連携のもと、子どものスムーズな受け入れが行なわれている。
- ・入所時には、嘱託医の診察を受け、必要に応じて医療機関に繋げている。
- ・入所から一週間は一時保護委託と同様に、要観察児として重点的観察期間を設けている。
- ・専用の観察室がないため、他の部屋を利用して隔離する等の状況であり、今後の園の建て替え計画では、新たに観察室を設置予定としており、期待する。